

災害時における飲料水等の供給に関する協定書

東京都板橋区（以下「甲」という。）と、（以下「乙」という。）は、板橋区地域防災計画に基づき甲は実施する災害応急対策業務について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、板橋区地域防災計画に基づき甲が実施する災害応急対策業務に係る協力事項等を定めることを目的とする。

（協力）

第2条 甲は、板橋区地域防災計画に基づき、災害応急対策業務を実施する必要が生じた場合は、乙に対し、乙が保有する飲料水等（第7条各号に掲げる飲料をいう。以下同じ。）の供給を要請することができるものとする。この場合において、乙は、可能な限り甲に協力するものとする。

2 乙は、前項の要請があった場合は、直ちに飲料水等を甲の指定する場所に搬送するものとする。ただし、乙による搬送が困難な場合は、別に甲が指定する者が搬送するものとする。

3 甲は、搬送場所に職員を派遣し、搬送物品の内容を確認のうえ引き取るものとする。

（要請の方法）

第3条 甲の乙に対する要請は、次の各号に掲げる事項を書面で行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭又は電話等で要請することができることとし、後日速やかに書面を交付する。

- (1) 飲料水等の供給要請の理由
- (2) 飲料水等の数量
- (3) 搬送場所
- (4) その他必要な事項

（費用負担）

第4条 甲は、第2条に規定する乙の飲料水等の供給に要した費用を負担するものとする。

2 前項の規定による経費の額は、次のとおりとする。

(1) 飲料水等の価格は、災害発生直前における乙の仕入価格を基準とし、甲乙協議のうえ決定するものとする。

(2) 搬送を要した場合は、その実費額（乙に属する職員の人件費を除く。）とする。

（費用の請求）

第5条 乙は、業務が終了した後、速やかに甲に報告し、業務に費やした費用を請求する。

2 甲は、前項の規定による乙の請求があったときは、その内容を確認のうえ、乙に支払うものとする。

(供与及び協力店の表示)

第6条 甲は、「板橋区災害時協定事業者」の表示看板を作成し、乙に供与する。乙は、地域住民に周知するため、これを表示することとする。

2 乙は、この協定期間が終了したときは、速やかに前項の表示看板を甲に返却しなければならない。

(飲料等供給の範囲及び数量)

第7条 甲が乙に供給を要請する飲料は、次に掲げるもののうち、要請時点で乙が供給可能な数量とする。

(1) ミネラルウォーター

(2) その他飲料

(報告)

第8条 乙は、毎年4月に、この協定に関する連絡窓口を明記した「災害時緊急連絡体制表」を作成し、甲に提出するものとする。なお、連絡体制に変更が生じた場合は、速やかに甲に報告するものとする。

(協定期間)

第9条 この協定の期間は、甲乙間において締結した区有財産有償貸付契約（自動販売機の設置に係るものに限る。）の開始日から、満了となる日又は解除される日（当該契約が複数あるときは、その全てが満了となる日又は解除される日）までとする。

(協議)

第10条 この協定の解釈に疑義を生じたとき、又はこの協定に定めのない事項及び業務の実施に関し必要な生じた事項は、甲乙協議して定めるものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保管する。

令和 年 月 日

東京都板橋区板橋二丁目 66 番 1 号

甲 東京都板橋区

板橋区長

坂本 健

乙